

指標に関する説明

実質赤字比率 … 福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等の赤字額が標準的な収入に対してどれくらいの割合になるのかを指標化したものです。

連結実質赤字比率 … すべての会計を合算し、全体の赤字が標準的な収入に対してどれくらいの割合になるのかを指標化したものです。

実質公債費比率 … 地方債(借入金)の一年間の返済額(フロー)及びこれに準じる経費の額が、一年間分の標準的な収入に対してどれくらいの割合になるのかを指標化したもので、その比率の3か年分を平均したものです。

将来負担比率 … 一般会計等の地方債(借入金)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高(ストック)が、一年間分の標準的な収入に対してどれくらいの割合になるのかを指標化したものです。

資金不足比率 … 公営企業の資金不足が、公営企業の事業規模である営業収益(料金収入等)の規模に占める割合を指標化したものです。

早期健全化基準 … 自治体の自主的な改善努力による財政健全化を図るため、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」のうち、1つでも基準以上になった場合、指標が早期健全化基準未満となることを目標として財政健全化計画を議会の議決を経て定め、総務大臣に報告しなければなりません。

財政再生基準 … 国の関与による確実な再生を図るため、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」のうち1つでも基準以上となった場合、指標が早期健全化基準未満となること等を目標として、財政再生計画を議会の議決を経て定め、総務大臣に報告しなければなりません。また、総務大臣の同意なしに地方債(借入金)の起債ができなくなります。

経営健全化基準 … 自治体の自主的な改善努力による財政健全化を図るため、「資金不足比率」が経営健全化基準以上となった場合、指標が経営健全化基準未満となることを目標として、経営健全化計画を議会の議決を経て定め、総務大臣に報告しなければなりません。